(施設型給付費·地域型保育給付費等)

支給認定申請書及び保育施設等利用申込についての同意及び承諾書

≪支給認定申請・施設利用申込について≫

- 認可保育園・認定こども園(2・3号)利用申込みのご案内を読んでいること前提で受付けます。
- 申請書類に不備があった場合は受付できません。また、申請内容に虚偽の記載があった場合には、認定及び利用 承諾の取り消し・入園後であれば退園となります。
- 保育施設の利用申込みは、毎年年度ごとに申請が必要です。在園児についても、新規申込児童と同様に、保護者の保育の必要量を確認・審査し決定します。就業等の状況により、継続利用できない場合があります。
- 保育施設の利用調整は、提出された書類で行います。提出される書類は必ず確認してください。 特に就労証明書について、入所調整結果後に書かれた内容が違った等申し出があっても、再度調整し直すことは できません。
 - ※調整の際に、勤務状況の確認のため勤務先に連絡させていただく場合があります。
- 申込及び入園後に保護者の就労状況や家庭状況に変更があった場合は、速やかに子育て支援課に届出ください。
- 教育・保育給付認定及び利用申込みにあたっては、必要に応じて、個人番号(マイナンバー)により関係機関へ 情報照会を行います。

≪利用料と副食費について≫

- 利用料は保護者の市町村民税所得割額の合算により階層が決まり、副食費の徴収・免除は保護者の市町村民税所得割額の合算により決まります。 令和8年4月~8月分利用料は令和7年度課税額、令和8年9月~令和9年3月分利用料は令和8年度課税額で決定するため、年度途中で利用料及び副食費徴収・免除の見直しがあります。
- 保育所利用料の金額は国の基準額を基に設定しています。同じ階層であっても金額が変動することがあります。
- 世帯状況の変更(婚姻・離婚等)により保育料が変更となる場合には、届出のあった翌月分からの適用とします。 ※必ず届出が必要です。

≪滞納が生じた場合について≫

Λ T.-

■ 利用料及び給食費について、2か月以上滞納が続いた場合は児童手当から直接徴収を行います。また、滞納がある場合は次年度の利用の申込み時に面談を行うことがあります。

下記の署名をもって、上記すべての事項に同意・承認し書類を提出します。

令和 年 月 I		
施設名		
申請児童名	<u>保護者(父)</u>	印
※児童が複数いる場合は、連名で記入してください。 ※施設名:在園児は現在の園を、新規申込児は第1希望の園を記入してください。	保護者 (哥)	£Π